

原田処理場スカイランドHARADA運営要綱

平成15年4月

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市が管理する原田処理場水処理施設屋上及びその関連施設の維持管理について必要な事項を定め、大阪府豊中市、池田市、箕面市、豊能町、兵庫県伊丹市、川西市、宝塚市及び猪名川町（以下「関係市町」という。）の住民の猪名川流域下水道事業に対する理解及び健康の保持、増進に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 原田処理場水処理施設屋上及びその関連施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 原田処理場スカイランドHARADA（以下「スカイランドHARADA」という。）

位置 豊中市原田西町1番1号

(施設)

第3条 スカイランドHARADAは、次の各号のとおりとする。

- (1) 多目的運動広場
- (2) せせらぎ広場
- (3) 芝生広場（遊具広場）
- (4) ゲートボール場
- (5) その他施設

(定休日)

第4条 スカイランドHARADAの定休日は、毎週木曜日（その日が「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、定休日とはしない。）及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長が認めた場合は、使用することができる。

(使用時間)

第5条 スカイランドHARADAの使用時間については、次の各号のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは変更することができる。

- (1) スカイランドHARADA（駐車場を除く。）の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 多目的運動広場の使用区分は、2時間とする。

(料金)

第6条 スカイランドHARADAの使用は、無料とする。ただし、多目的運動広場、駐車場は、有料とする。

(多目的運動広場の団体登録)

第7条 多目的運動広場は事前に団体登録をした者の使用に限るものとし、使用するための団体登録については、関係市町に居住し、又は通勤する10名以上の人数で構成する団体で、団体名、代表者名、連絡先等を記載した団体登録申込書に団体登録者名簿を添えて市長へ申込みを行うものとする。

2 団体登録は、他の団体登録との二重登録はできないものとする。

3 団体登録の有効期間は1年間とし、1年ごとに更新するものとする。ただし、有効期間は当該年度内とする。

4 市長が特に認めた団体は、この限りでない。

(多目的運動広場の使用許可)

第8条 多目的運動広場の使用許可は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用許可については、第5条第1項第2号の規定による、区分ごとの使用許可とする。

(2) 使用許可を受けた後の使用変更は認めない。

(3) 使用については、下水道事業を優先する。ただし、事前に市長に使用時期を通知したものに限り。

(4) 市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(多目的運動広場の使用申込み)

第9条 多目的運動広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用を申し込まなければならない。

(使用制限)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、施設使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 興行又は営利を目的とした使用をすると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認められるとき。

(5) 市長の判断により、雨天等で施設の使用が不可能なとき、及び光化学スモッグ警報の発令があったとき。

(6) その他特に市長が認めたとき。

(多目的運動広場の使用許可の取消し等)

第11条 多目的運動広場の使用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の条件を変更し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第14条に規定する禁止行為をしたとき。
- (2) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。
- (3) 第6条に規定する充当金の納付がない場合。
- (4) 管理上支障があると認められたとき。

2 前項の規定による使用条件の変更又は取消しによって使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(多目的運動広場を使用する際の義務)

第12条 多目的運動広場を使用する際は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 使用当日に原田処理場スカイランドHARADA多目的運動広場維持管理充当金に関する要綱(平成18年スカイランドHARADA要綱第1号)第2条第1項に規定する充当金の領収書(多目的運動広場の使用時に限る。)を施設の管理員に提示し、確認を受けること。ただし、同要綱第4条の規定により、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 多目的運動広場を使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用後は、速やかに原状回復、清掃等を行うこと。

(制限行為)

第13条 スカイランドHARADAにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) スカイランドHARADAで開催される競技会、催し物等に関連する物品を販売すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スカイランドHARADAの全部又は一部を独占して使用すること。

(禁止行為)

第14条 スカイランドHARADAを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設内の建物、工作物、設備及び立木等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) ポスター、貼紙、広告及びこれらに類するものを掲示すること。
- (3) 凶器、爆発物その他の危険物及びペット類を持ち込み、又は持ち込

もうとすること。

- (4) 多目的運動広場以外において、他の施設使用者に危害を及ぼすおそれのある球技等を行うこと。
- (5) たき火、花火、バーベキューその他これらに類する行為をすること。
- (6) 露天、屋台、行商その他これらに類する行為をすること。
- (7) 立入禁止区域に無断で立ち入ること。
- (8) テント、杭及び縄張り等の工作物並びにこれらに類するものを設置すること。ただし、あらかじめ許可を受けた場合は、この限りでない。
- (9) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為をすること。
- (10) 政治活動及び宗教活動を目的として使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、スカイランドHARADAの維持及び適正な管理に支障をきたす行為をすること。

(損害賠償)

第15条 使用者の責めに帰すべき事由によってスカイランドHARADA内の建物、工作物、設備及び立木等を滅失し、破損し、又は損傷したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

(申込書等の様式)

第16条 この要綱による様式は、市長が別に定める。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、スカイランドHARADAの管理運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。